

動物の

口蹄疫・鳥インフルエンザなど 悪性伝染病発生中!



- 海外では家畜のいる場所へ行くことはお控えください。
- 海外で家畜のいる場所へ行ったり、日本国内で家畜に触れる
- 予定のある方は、日本への入国時に動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください。
- 検査証明書のない肉製品（食肉、ビーフジャーキー、ハム、ソーセージなど）を日本へ持ち込んではいけません。

動物検疫新制度スタート!



入国前に、「動物検疫に関する質問票」が配布されたり、動物検疫所の職員が口頭で質問をすることがあります。

質問票に「はい」の回答がある方は、手荷物引き取り場内にある「動物検疫カウンター」にお立ち寄りください。その他の方は回収箱に投函または動物検疫所の職員に提出してください。

※質問に答えなかった方または虚偽の申告をした方は、家畜伝染病予防法第66条第12項の規定により罰金に処されることがあります。

詳しくはこちら



動物検疫所

検索

農林水産省 動物検疫所 045-751-5923